仕　様　書

１．件　　名

入退室管理システムの購入

２．納入場所

独立行政法人　放射線医学総合研究所　重粒子医科学センター病院

３．数　　量

１式

４．納　　期

平成２５年　９月３０日

５．目　　的

平成１７年４月施行の個人情報保護法により、個人情報をより厳格に管理する必要がある。

医局のテンキーによる施錠がたびたび故障し完全な施錠ができておらずセキュリティ対策上問題を生じている。医療情報セキュリティ監査に於いて医局の施錠が不十分であるとの指摘も受けているので、ＩＣカード対応の入退室管理システムの導入により安全性を高めることを目的とする。

厚生労働省の『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』に準拠した入退出管理を実現する。

①入退室の管理(時間帯・土日祝祭日別に入室権限を管理)

②盗難、窃視等の防止

③機器・装置・情報媒体等の物理的な保護

これらの点に留意したＩＣカード対応入退室管理システムを設置する。また、使用するＩＣカードは、放射線医学総合研究所（以下「放医研」という）でエンコードした非接触式のＩＣカード（マイフェア規格カード）を用いる。

６．納入機器の構成及び納入数量

納入機器の構成及び納入数量は以下の通り。設置場所等については別紙参照のこと。

(1) 入退室管理装置　　扉３か所

(2) 登録用カードリーダー　　１台

(3) 管理用、閲覧用ソフトウエア　　１式

(4) 管理用パソコン　　１台

(5) 新規錠前　　３台

(6) 予備キー（既存専用キーのコピー）２本

※（5）については、現在使用しているグランドマスター、居室用及び専用のキーに対応しているものとする。

７．各機器の仕様

入退室管理装置は、カードリーダーと制御装置及び電気錠で構成される。なお、カードリーダーと制御装置は別々の機器でも一体型でも良い。

(1) カードリーダー及び制御装置

① カードは放医研がエンコードした非接触式ＩＣカード（マイフェア規格(ISO14443 Type A)準拠）とし、放医研が指定する特定セクターのデータが読み取れること。

② カード読み取り部から２㎝ ～ ５㎝内の距離でカードデータが読み取れること。

③ ＩＣカードをカードリーダーに読み込ませてから解錠の開動作までの時間は1秒以内であること。

④ カードデータ読み取り後、解錠の可否について異なるアラームにて警報が鳴ること等により、利用者が確認できること。また、解錠の可否について、LED 等を用いて異なる色を発光する等により目視にて利用者が確認できること。

⑤ 扉開状態後、任意の時間を経過しても閉め忘れ等により閉状態にならない場合、警報が鳴ると共に管理用コンピュータにその状態を警告出来ること。

⑥ カードリーダーは放医研が指定する扉の操作性を考慮した位置に IN/OUT 各 1 台ずつ取り付けること。取り付けに際し既存建屋の壁面等にアンカーボルト等により固定し、落下等が生じない様に処置すること。また、ケーブルはメタルモール又は壁・天井内埋め込み等により極力目立たない処理を行うこと。

⑦ 非常時には内側から手動で電気錠の解錠ができるようにすること。

⑧ カードリーダーの寸法は設置場所のスペースを考慮し、80 ㎜(W)×120 ㎜(H)×30 ㎜(D)以内とする。

⑨ 制御装置は 1,000 件以上の利用者（カード）の使用が可能なこと。

⑩ 扉毎に入室許可制限の設定ができること。

⑪ カードリーダーが読み取ったカードデータにより、認証を行い扉の解錠を行うこと。

⑫ 管理用パソコンから制御装置のコントロールができること。

⑬ 管理用パソコン未接続時及び同パソコンが何らかの理由により動作不能に陥った場合においても、制御装置が単独で各扉のカードリーダーを制御し、解錠、施錠が出来ること。

⑭ 上記トラブルが解消した場合制御装置から動作不能時間帯における各扉の履歴データを管理用パソコンに通信し、同パソコンで読み取ることが可能なこと。

⑮ 停電時においても制御装置のメモリー上の情報（利用者登録情報、出入履歴情報等）が消えないようにバックアップバッテリー等により、２０分以上対応がとれること。

⑯ 停電時に電気錠の解錠または施錠の設定をあらかじめ行うことにより、停電復帰通電後、電気錠が施錠となるような設定ができること。

⑰ 管理用パソコンがオフラインであっても、履歴データを扉毎に 5,000 件以上保持できること。

⑱ カードリーダーと制御装置が別々の機器の場合、制御装置は壁付けとする。

⑲ 制御装置は電源 100V、50Hz で動作すること。
データ処理用コントローラーは LAN 接続とするが、その場合デフォルトゲートウエイの設定ができること。

(2) 登録用カードリーダー

登録用カードリーダーは(4)に記載する管理用パソコンに接続し、未登録の者のＩＣカード情報を読み込ませることにより、登録が出来るものとする。なお、このカードリーダーは扉に設置するタイプとは異なり、卓上置きで小型のもとする。

(3)管理用、閲覧用ソフトウエア

① 入退室管理に必要な以下の項目ができること。
カードの新規登録（氏名等の利用者情報）
扉毎の開閉時間帯の設定及び変更
扉毎の開閉曜日制御の設定及び変更
扉毎の開閉日付制御の設定及び変更
カード毎による入室許可、不許可の制御の設定及び変更
有効期限の設定及び変更
扉毎の解錠時間設定及び変更
扉毎の連続解錠設定及び変更
警報ブザーの設定及び変更
入退室管理装置の使用権限設定
5,000 件以上のカードが使用可能

② 休日（振替休日等を含む）及び任意に登録された日を自動設定し、扉毎の開閉日制御に反映できること。

③ 扉の異常時においては警報表示及び音声通知機能を有すること。

④ エラー等の表示ができること。

⑤ 入退室情報を時系列順にリアルタイムに表示ができること。

⑥ 入退室情報は以下の表示ができること。

年月日、入退室時間、カード利用者、同上者所属、カードコード、扉名称、入室・退室の別、扉毎による上記の表示

⑦ 利用者情報（氏名）、入退室情報のデータを外部メディアにバックアップできること。また、ローカル若しくはネットワークプリンターから印字及びＣＳＶ形式での出力ができること。

⑧ ゲートごと、利用者ごとの日報、週報、月報、四半期集計、年次集計及びＣＳＶ形式での出力ができること。データの書き出し及び読み込みはＣＳＶ形式及びテキスト形式で可能なこと。

⑨ 表示画面が日本語表記であること。

(4)管理用パソコン

管理用パソコンは以下の機能を有すること。

CPUインテルCore2 Duo E8500 3.16GHz 相当以上
メモリー4GB、ハードディスク320GB以上
OS:Windows-Vista Business相当以上
DVD-スーパーマルチドライブ(DVD-RW, DVD+RWD L, D VD-RAM) 1台
USBコネクタ4個以上、LAN端子1個

８．提出図書

(1) 工程表	2 部（作業開始 2 週間前）
(2) 承認図	2 部（製作開始 2 週間前）
(3) 作業計画書	2 部（作業開始 2 週間前）
(4) 取扱説明書	1 部（引き渡し時）
(5) 納入機器の保証書	1 式（引き渡し時）
(6) その他放医研が要求する書類	必要部数（随時）

９．検収

設置作業完了後、職員立会のもとに所定の検査を行い、これに合格したことをもって検収とする。

10．その他

(1)カード情報及びカードの取り扱い

既存ＩＤカードのカード情報の開示を必要とする場合は、予め書面にて申請書を作成し、放医研担当者の許可を得ること。なお、開示情報の所外持ち出しについても同様に許可を得ること。なお、放医研が所有するＩＤカードの所外持ち出しは禁止する。

(2)既存データのインストール（初期登録）

納入時に既存データーベースのインストールをする場合は放医研担当者立会いの下、所内で行うこと。

(3)保証期間

納入後１年以内に発生した不具合（放医研の不注意による損傷を除く）については無償で交換または修理すること。

(4)守秘義務

本システム機器の製作・納入に際して知り得た、放医研に関する一切の情報及びデータ等を許可なく外部に漏らしてはならない。

(5)現地作業

現地作業については予め放医研担当者と協議の上、作業日並びに当日の作業工程を決定することとする。

(6)その他

本システムのために特別に製作したアプリケーションプログラムについては、受注者の著作権を侵害しないことを条件に、ソースコード、詳細設計書及び取扱説明書を納入すること。

要求者
重粒子医科学センター病院
病院長　　安　藤　　裕